

第45回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

平成28年 6月28日 開会

伊方町議会

第45回伊方町議会定例会会議録（第2号）

○招集年月日 平成28年 6月28日（火）

○招集の場所 伊方庁舎4階議場

○開会（開議） 6月28日（火） 10時00分宣告

○出席議員（15名）

1番	竹内 一則	2番	廣瀬 秀晴
3番	清家慎太郎	4番	福島 大朝
5番	菊池 隼人	6番	山本 吉昭
7番	小泉 和也	8番	中村 敏彦
9番	吉川 保吉	10番	阿部 吉馬
11番	小林 絹久	12番	菊池 孝平
13番	中村 明和	15番	篠川 長治
16番	吉谷 友一		

○欠席議員（1名） 14番 高岸 助利

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求める者の職氏名

町 長	空 白	副 町 長	森口又兵衛
教 育 長	河野 達司	監 査 委 員	阿部 一寿
総 務 課 長	門田 光和	総 合 政 策 課 長	坂本 明仁
町 民 課 長	中田 克也	保 健 福 祉 課 長	橋本 泰彦
産 業 建 設 課 長	寺谷 哲也	産 業 建 設 課 付 課 長	兵頭 達也
瀬 戸 支 所 長	井上 利彦	三 崎 支 所 長	大田 甚好
上 下 水 道 課 長	小野瀬博幸	会 計 管 理 者	黒田徳太加
教育委員会事務局長	大野 金能	中 央 公 民 館 館 長	大森 貴浩

（欠席 町長 山下 和彦）

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	菊池 嘉起	書 記	岩村 寿彦
書 記	矢野 喜久	書 記	松下 洋二

伊方町議会第45回定例会議事日程（第2号）

平成28年6月28日(火)
午前10時00分開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 平成28年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（議案第57号）
- 〃 第 3 平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（議案第58号）
- 〃 第 4 足成漁港東防波堤改良工事請負契約の締結について（議案第59号）
- 〃 第 5 町道路線の認定について（議案第60号）
- 〃 第 6 町道路線の廃止について（議案第61号）
- 〃 第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 〃 第 8 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

1 閉会宣告

再開宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。

これより伊方町議会第 45 回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、15 名であります。欠席議員は、高岸助利議員 1 名であります。

定足数に達しております。よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（吉谷友一） 「議事日程報告」をいたします。本日の議事日程は、お手許に配布してありでありあります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、23 日の本会議と同様 6 番 山本吉昭議員、7 番 小泉和也議員を指名いたします。

議案第 57 号

○議長（吉谷友一） 日程第 2「平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 57 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 57 号 平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 360 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,669 万 5,000 円とするものでございます。まず歳出であります。6 頁をお願いいたします。2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の 15 節工事請負費 360 万円につきましては、昨年度策定いたしました。長寿命化計画に基づき、樋管マンホールポンプ設備の更新を行い、事故の未然防止、ライフサイクルコストの最小化を図るものであります。これらに必要な歳入ですが、5 頁をお願いいたします。公共下水道費、国庫補助金 180 万円。一般会計繰入金 180 万円を追加補正しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより、議案第 57 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号「平成 28 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

議案第 58 号

○議長（吉谷友一） 日程第 3「平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 58 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（吉谷友一） 上下水道課長

○上下水道課長（小野瀬博幸） 議案第 58 号 平成 28 年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 670 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,920 万 6,000 円とするものでございます。まず、歳出であります。6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 2 目小規模下水道建設費の 15 節工事請負費 670 万円につきましては、昨年度作成しました田之浦処理場の機能保全計画に基づき処理場施設の適切な補充実施を行い持続的な公衆衛生を図ることを目的に実施するものであります。これに必要な歳入ですが、5 頁をお願いいたします。一般会計繰入金 268 万円。小規模下水道費県補助金 67 万円及び国庫補助金 335 万円を追加補正してございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（中村明和） 議長

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 特別会計もそうですけど、一般会計補正予算の関連して質問構いませんか。

○議長（吉谷友一） 許します。

○議員（中村明和） 実はですね、23 日総務文教常任委員会開いたんですけど、その時にですね、副町長はこの議案書、予算書、町長に全て提出して見ていただいて判断を仰いでおりますと言われたんですけど、山下町長がですね、入院してもう二ヶ月ちょっとなるんですけど、その間にその今回そうですけど、町長はこの、副町長、定例の議案書、予算書、いつ何日にだいたいどのぐらいの時間かけて読まれたのか。そしてあなたにどういう言葉でどういう指示を出されたのか、それをちょっとお伺いしたいですが。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 今回定例会の町長協議につきましては、5 月の 31 日に 6 月定例会の日程また補正予算等の打ち合わせをいたしております。それから 6 月 10 日に 6 月定例会の日程の提出議案、そして全協での協議案件等について、町長とお話をし提案案件等についての町長協議を行っております。また、協議の時間等につきましては、30 分から 50 分ぐらいですか、その範囲で説明をし、町長

の指示に基づいて、この定例会に提案をさせていただいたということでございます。

○議長（吉谷友一） 中村議員

○議員（中村明和） 町長が指示命令どういう言葉言われて、副町長がそれを忠実に我々に言われておるんであれば何等問題ないんですよ。所がですね、その14日の議会運営委員会において、私はこの定例会の前にその病名といつ頃までに復帰できるのか説明をお願いしますということを議運で言うと思うんですよ。病名の説明ありました、そのかわりいつ頃までリハビリをすれば復帰できるのかというのは、普通だったら公表できるんじゃないかと思うんですよ。と申しますのも公務員であればどなたでも長期病気療養なんかであれば上司に医者診断書添えてお願いするというのがたてまえなので、私としたらですね、町長の二ヶ月ちょっと療養中なのでまだ、これが長引くようなことをどうも副町長の話聞きよったら思うんで、町長の場合はですね、病気療養で長期休暇する場合は、私議員としてですよ、議長ないし副町長にその病名それと何日ぐらいで復帰するという医者の診断書は、提出するのが普通ではなかろうかと思うんですよ、その辺はどうですか。

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 確かに議運の時には、町長の病状等について質問がございました。その席においては、早急のうちに町長と話をして病名についてはご報告させていただきますということで、今回招集の挨拶の時に町長の病状とご報告させていただきました。次に期間の関係については、まだ病状はお聞きしましたがけれども、いつまでというのは聞いておりません。リハビリをして、早く復帰をしたいというふうなお話がありました。以上です。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。中村議員

○議員（中村明和） 今の副町長の説明では復帰、おそらく復職するまでは町長はその何ヶ月間療養するとも分からないような。私にしたら答弁なんですけど、町民から今問われてるのはですね、山下町長、重病説やないかなというような相当な人からみなもう話が上がってるんですよ。それでですね、もしその復職、町長復帰できなかった場合ですよ、副町長が我々今までにその言うてきた説明ないし、自分の思い、密室での町長との約束、副町長に任す言われたことなんか全てこれ信用できなかったということになるんじゃないんですか。もし復帰できなかった場合ですよ。この責任は私はすごく副町長の責任は重いと思うんですよ。万が一山下町長が復職・復帰できなかった場合、職務代理も置かない、それは置く必要がないと思て自分がまだ町長とも話もしてないという、前回の本会議でそういうこと言われたと思うんですけど、これってほんとは・罪、公文書、副町長が町長の命令ということで全て出しおく、交付金の出納、流用も全て副町長がやってるということなんですよ。私もね、万が一ですよ、山下町長復帰できなかった場合は、山下町長の名誉を大変傷つけることなると思うんですよ、

○議長（吉谷友一） 中村議員、仮定、想定での発言・失言は慎んでください。

○議員（中村明和） それはどう思われてるんですか。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 私は、町長の判断等については現時点では受け入れております。今後のことにつきましては、まだそういうふうな話はしておりませんので、議員さん等のご意見等そういうふうな意見を今回お受けいたしました。そこら辺を踏まえて協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉谷友一） 他議案第 58 号に関して何かご質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 今の中村議員の質問に対して副町長は、答弁されてない部分があるんでそれ構いませんか。

○議長（吉谷友一） 許します。

○議員（小泉和也） まず、診断書ですね、診断書は出されているのか、それから議長に出すのか、副町長に出すのか等を質問させてましたので、答弁がなかったのと。それから町長がどのように指示、口頭でどういう指示を出したというのも答弁なかったんで、それをちょっと聞かせていただけないですか。

○議長（吉谷友一） 副町長、2 点について

○副町長（森口又兵衛） 診断書の関係についてはいただいております。病名については、お聞きいたしました。それと町長の指示につきましては、まずこういうふうな案件について、議会の方へお願いして協議をして採決いただきます。いう説明をいたしますとそれで一応議会の方へお願いしてくれというふうなことでございます。

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 1 つちょっと教えていただきたいんですけど、診断書は出さなくてもいいですかね。問題はないんですかね。もし出さなければいけないのであればですよ、早急にやっぱり出していただくようにしておかないと何か後で問題になるといけないので、その点はどんなですかね。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 職員の場合には、一般職員の場合は、条例の中に定められた診断書を提出しなければいけない条文がございます。特別職の場合はちょっと私の今の理解では、またちょっと調べさせていただいて、それが提出を求めるといふような条文なりありましたらそのようにさせていただきます。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（吉谷友一） 再開いたします。副町長

○副町長（森口又兵衛） ただ今のご質問に対して、長時間いただいたことに関してお礼申し上げます。調べましたところ、特別職の関係につきましては、国家公務員法または地方公務員の定める公務員の基本基準を原則として、一般職に属する職員に対して適用され特別の規定がない限りは、特別職に属する職に対しては、適用されないというふうな条文がありますのでご理解いただけたらと思います。

○議長（吉谷友一） 小泉議員、よろしいですか。

○議員（小泉和也） はい、いいです。議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 納得しました。ただですね、今後なんですけど、そういうことはまず最初に調べてですね、本会議中にこんなに時間を取るようなことないようにお願いします。

○議長（吉谷友一） 他この議案についてご質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第58号「平成28年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

議案第59号

○議長（吉谷友一） 日程第4「足成漁港東防波堤改良工事請負契約の締結について」議案第59号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第59号 足成漁港東防波堤改良工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

本事業は、荒天時の越波による港内の静穏度を確保するため、防波堤を改良し、漁船の安全な停泊を確保し漁業の活性化を図ることを目的に、防波堤改良81.8mを平成27年度より継続で実施しています。本工事の概要は、3,594m³の基礎捨石及び1,062m³の被覆石を投入、203m³本体コンクリート

を打設後、582 個の消波ブロック製作・据付など別紙図面のとおり 81.8mを施行するものでございます。去る 6 月 9 日制限付き一般競争入札を実施いたしました結果、藤川建設 有限会社が 1 億 6,038 万円で落札いたしましたものであります。なお、工期につきましては、平成 29 年 3 月 20 日を予定しています。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 59 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号「足成漁港東防波堤改良工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

議案第 60 号

○議長（吉谷友一） 日程第 5「町道路線の認定について」議案第 60 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第 60 号 町道路線の認定について提案理由をご説明いたします。

別紙に位置図を付けていますが、場所は四国電力株式会社、伊方発電所付近、伊方町亀浦字柿ヶ谷 1346 番 1 地先を起点に、県道鳥井喜木津線との接続部、伊方町亀浦字柿ヶ谷 1336 番 2 地先に至る赤色で着色している部分の延長約 372.6m 区間であります。

現在、四国電力株式会社、伊方発電所において実施しております、新規制基準対応工事により、路線の起点位置が変更する事に伴い、新たに町道の起終点を定める必要がある為、今回、町道柿ヶ谷線として路線認定するものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 60 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号「町道路線の認定について」は原案のとおり可決されました。

議案第 61 号

○議長（吉谷友一） 日程第 6「町道路線の廃止について」議案第 61 号を議題といたします。提案理

由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第 61 号 町道路線の廃止について提案理由をご説明いたします。

別紙に位置図を付けていますが、場所は四国電力株式会社、伊方発電所付近、伊方町九町を起点に県道鳥井喜木津線との接続部、伊方町亀浦に至る赤色で着色している部分の延長 611.2m 区間であり
ます。

現在、四国電力株式会社、伊方発電所において実施しております、新規規制基準対応工事により、路線の起点位置が変更する事に伴い、新たに町道柿ヶ谷線を路線認定した事に伴い、旧の町道柿ヶ谷線を廃止するものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 61 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号「町道路線の廃止について」は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉谷友一） 日程第 7「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、次の議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決しました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉谷友一） 日程第 8「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題といたします。

原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第 75 条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決しました。

閉会宣告

- 議長（吉谷友一） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
- 議員（阿部吉馬） 議長
- 議長（吉谷友一） 阿部議員
- 議員（阿部吉馬） 動議を提出いたしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 議長（吉谷友一） 閉会の宣告をしましたが、許します。
- 議員（阿部吉馬） すいません。ありがとうございます。内容ですが、動議の内容として4月にトップ町長が療養いたしまして、2週間過ぎそして現在に至っている現状、それと町長からの病状等々踏まえてご説明をいただきました。そういった流れの中で、やはり原子力再稼働に向けて議会、行政共々の意見を把握した中で、そのトップが長期療養が必要という雰囲気があるということは、どうしてもこれは職務代行を置くべきだろうと私は考えます。そうすることによって、町長が負担を感じずに療養に専念できるそういう環境をつくるべきだと思っています。もう1点は、やはりこの状態でいきますと原子力を再稼働の許可を与えた行政として、トップとしてやはり町長に対する不信感が町民の間で出るんじゃないかと心配しております。もちろん療養していただいて、復帰をしていただければ、また元気に行政運営をしていただく、それが最優先、再前提でありますので、この際町議会の方で、議会の方で職務代行の要望を議題として捉えていただきたいと思います。
- 議長（吉谷友一） 只今、阿部議員の方から町長の職務代理者を置く旨の趣旨の動議がございました。この動議に賛成の方はおられますか。
- 議員（小泉和也） 議長
- 議長（吉谷友一） 小泉議員
- 議員（小泉和也） 先日、私も動議を出して、職務代理の件は話しました。常任委員会を開催して、その時にですね、副町長は町長に印鑑を還しましたと議案書全て見ただいてると、今入院してる町長にそんなに負担をかけていいものかどうか、そこもちょっと不安な所もあるし、また危機管理ですよね、もう大事なものはそういう面から見てもやっぱり職務代理を置くのを賛成いたします。
- 議長（吉谷友一） 只今の動議については、所定の賛成者がおりましたので、成立いたしました。暫時休憩をいたします。再開は、呼鈴をもってお知らせします。

午前11時13分 休憩

午前12時02分 再開

○議長（吉谷友一） 再開をいたします。先ほどの動議につきましては、議会が決定する事項ではありませんが、先ほどの動議の旨を町長にお伝えいただくということで、ご理解をいただきたいと思えます。以上で、動議を閉じます。

これもちまして、伊方町議会第45回定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後12時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員